

広島製産品(建設資材)の使用実績に応じた加点評価の実施について

～広島製産品の使用実績に応じ、工事検査成績評定点を加点します。～

【改訂】対象資材（広島製産品）に「インターロッキングブロック」を追加しました。

（平成24年1月1日以降に完成する工事が対象です。）

1 目的

本市発注工事において、仕様書で「市内に本社又は製造工場を有する事業者が製造した資材の使用に努めること」としてきましたが、「広島製産品」の使用を一層促進するため、対象資材（広島製産品）の使用実績に応じ、工事検査成績評定書の加点評価を行います。

2 「広島製産品」の定義

「広島製産品」とは、次のいずれかに該当する建設資材です。

- (1)広島市内に本社を有する事業者が直営工場及び広島市内の提携工場で製造する建設資材
- (2)広島市外に本社を有する事業者が広島市内の直営工場及び広島市内の提携工場で製造する建設資材

3 対象資材について

広島製産品の使用実績に応じて加点評価対象とする資材は、次表のとおりです。

工事区分	資材区分	対象資材①*	対象資材②*
土木工事	コンクリート二次製品	<ul style="list-style-type: none"> ・側溝類 ・境界ブロック類 ・柵、柵蓋 ・積（張）ブロック類 ・擁壁類 ・重圧管 ・ボックスカルバート ・インターロッキングブロック 	
	河川資材		<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全型ブロック
	マンホール		<ul style="list-style-type: none"> ・組立式マンホール ・铸铁製マンホール蓋（防護蓋を含む）
	法面材		<ul style="list-style-type: none"> ・のり枠フレーム（現場吹付法枠工の型枠材）
建築工事	コンクリート二次製品	<ul style="list-style-type: none"> ・側溝類 ・境界ブロック類 ・車止めブロック ・柵、柵蓋 ・インターロッキングブロック 	
	組積材	<ul style="list-style-type: none"> ・建築用ブロック 	
	鋼製建具		<ul style="list-style-type: none"> ・鋼製建具
設備工事	コンクリート二次製品	<ul style="list-style-type: none"> ・外灯基礎ブロック ・柵 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハンドホール ・コンクリート電柱
	配電盤類	<ul style="list-style-type: none"> ・配電盤 ・分電盤 ・制御盤 	
	矩形ダクト	<ul style="list-style-type: none"> ・矩形ダクト 	

【網掛け】は、平成24年1月1日から対象資材①に追加となった資材です。

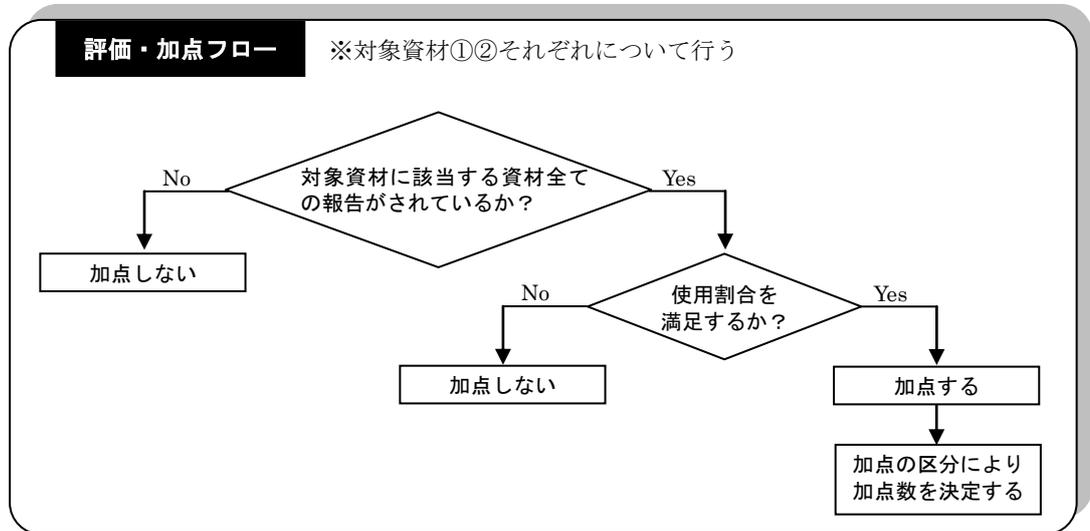
※対象資材①は調査の結果、広島製産品の使用率が5割以上と推定される資材

対象資材②は調査の結果、広島製産品の使用率が5割未満と推定される資材

なお、対象資材は、使用状況に応じ見直す予定です。

4 加点数算定の方法について

加点評価を行うにあたり、対象資材①・②のいずれもその使用を促進する観点から、次に定める基準にしたがって、①・②のそれぞれで加点しますので、該当する対象資材すべての報告が必要です。



●基準

区分	対象資材①		対象資材②	
広島製製品の 使用割合	対象資材のうち広島製製品の 使用実績が金額ベースで80%以上であること。		対象資材のうち広島製製品の 使用実績が金額ベースで50%以上であること。	
加点の区分	対象資材が、請負金額比率で3%未満の場合	対象資材が、請負金額比率で3%以上の場合	対象資材が、請負金額比率で3%未満の場合	対象資材が、請負金額比率で3%以上の場合
加点	(+0.5)	(+1.0)	(+0.5)	(+1.0)

5 提出方法について

工事完成時に監督員に「工事における広島製製品の使用実績について」、「広島製製品使用結果報告書」及び証明資料（数量・購入金額入り）を提出してください。

6 その他

提出様式及び記載時の注意事項・記載事例については、広島市ホームページ〔入札・契約→公共事業の情報化と技術管理（技術管理課）→広島製製品〕にあるファイルを参照してください。

【問合せ先】

■制度について

広島市都市整備局技術管理課 TEL：082-504-2282

■受注工事への適用について

各工事担当課